

## 総合計画政策評価要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」（以下、「プラン」という。）の政策評価に関し必要な事項を定め、P D C Aマネジメントサイクル（施策・事業等の企画、実施、評価及び改善により、行政運営の質を高めていく、循環した一連の過程をいう。）に基づき政策の推進を図り、もってプランを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策 プランの「第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）」（以下「実施計画編」という。）に示した施策をいう。
- (2) 主な取組 実施計画編の「施策の内容」に示した主な取組をいう。
- (3) 目標 「県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標」としてプランに掲げた数値目標、及び、この社会目標を達成するため、施策ごとに主な取組を単位として毎年度設定する行政活動目標、並びにプランに掲げた数値目標と行政活動目標の目的・手段の結び付きを補足するため必要に応じて設定する補助指標をいう。
- (4) 政策評価 施策及び主な取組に目標を設定して事業を実施し、実施状況の把握や目標の達成度等の分析、課題の抽出等の評価を行い、解決策の検討及び次の施策展開への反映など、プランの実現に向けた政策の効果的な実施に資するための一連の取組をいう。

### (政策評価の実施)

第3条 政策評価は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 主な取組を主管する課の長が、当該主な取組を実施する前年度の実績等を基に行政活動目標及び補助指標を設定し、当該主な取組を実施する年度が終了した後に主な取組の実施状況の把握や目標の達成度等の分析等を行うこと。
- (2) 施策を主管する課の長が、当該施策を実施する前年度の実績等を基に設定した行政活動目標及び補助指標をとりまとめ、当該施策を実施する年度が終了した後に目標の達成度等を踏まえ施策の総括等を行うこと。
- (3) 主な取組を主管する課の長、施策を主管する課の長は、政策評価の結果を次の施策の改善に向け、活用するものとする。

### (千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会)

第4条 知事は、評価の客觀性、統一性等を確保し、その結果を適切に活用するとともに、評価技術等の充実を図るため、学識経験を有する者等により構成される千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を置き、委員の意見を聴くものとする。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関には当たらない。

2 懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公表)

第5条 知事は、評価の結果及びその活用について県民に公表し、意見の提出を求めるものとする。

(総合企画部長による報告等)

第6条 総合企画部長は、評価の結果及びその活用について、必要な調整を行ったうえ、知事に報告するものとする。

2 総合企画部長は、懇談会の委員からの意見の内容及びこれにかかる対応について取りまとめ、知事に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プランの政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

## 千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会組織・運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、総合計画政策評価要綱第4条に規定する千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

### (委員の所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、知事への報告を経た政策評価の過程で行う評価の結果及びその活用等について、意見を述べるものとする。

### (組織及び委員)

第3条 懇談会は、委員5名以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 懇談会に委員長を置き、委員長は懇談会の議事を進行する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

### (懇談会の開催)

第5条 懇談会は、総合企画部長が委員を招集し開催する。

### (事務局)

第6条 懇談会の事務局は、総合企画部政策企画課に置く。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、総合企画部長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### (失効)

- 2 この要領は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。